

ごみ集積場所設置基準

制 定 平成 16 年 9 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

<目次>

I. 設置場所について

1. 共通事項

2. 一戸建て住宅の建築の場合

2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

2-2 開発行為に伴う 10 戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

3. マンション、アパートまたは長屋等の共同住宅（以下、「共同住宅」という。）の場合

II. 手続・管理体制について

1. 共通事項

(1) 場所の選定

(2) 近隣住民との調整

(3) 事前協議

(4) 収集依頼

(5) 私有地通行

(6) 輪番制

(7) 管理体制

2. 一戸建て住宅の建築の場合

2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

(1) 受付表の提出

(2) 事前協議

(3) 住民説明

2-2 開発行為に伴う 10 戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

(1) 法令に基づく手続き

(2) 集積場所の寄附

2-3 10 戸未満の一戸建て住宅の建築の場合

3. 共同住宅の場合

3-1 共同住宅共通事項

(1) 受付表の提出

(2) 事前協議

(3) 住民説明

(4) 歩道等

3-2 10 戸未満の共同住宅の場合

3-3 中高層集合住宅の場合

この設置基準は、市民がごみと資源物を家庭から排出する際の利便性を確保するとともに、収集作業の効率性及び安全性を確保するため、ごみ集積場所（以下「集積場所」という。）の設置に関し、必要事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

I. 設置場所について

1. 共通事項

- (1) 場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。
また、必要に応じて町内会の役員や、本市から委嘱を受けている環境事業推進委員に対しても説明を行うこと。
- (2) ガードレールや階段等の著しい段差がなく、収集作業が安全に行える場所であること。
- (3) 原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所に集積場所を設ける場合は、所管の資源循環局収集事務所（以下「事務所」という。）（別紙1参照）と協議すること。
- (4) 見通しの悪い場所を避けた位置であること。
- (5) 転回広場のない袋路状道路でないこと。
- (6) おおむね 10～30 世帯につき1か所とすること。（共同住宅を除く）
- (7) 道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、収集車両が収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。
- (8) 集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物（電信柱、掲示板類）がないこと。
- (9) 本市が収集に支障がないと判断した場所であること。

2. 一戸建て住宅の建築の場合

2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

- (1) 集積場所の有効面積は、1戸当たり0.13平方メートル以上とすること。
ただし、ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上とすること。
- (2) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。
- (3) 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。
- (4) 棚を付けた二段積みの構造にしないこと。

2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

開発行為区域内に集積場所の専用用地を確保すること。

3. 共同住宅の場合

- (1) 収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅の敷地内に設置すること。
なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とする。
- (2) 1戸当たり有効面積を 0.13 平方メートル以上とすること。(ごみボックス等設置の場合も含む。)
ただし、単身者向け共同住宅については、ごみ排出量を勘案し、1戸当たり 0.08 平方メートル以上とすること。(ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり有効面積を 0.25 平方メートル以上とすること。)
- (3) 集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に 1.5 メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを 0.5 メートル以上設けること。
- (4) 水栓を設置すること。
- (5) 雨水、汚水が溜まらない構造とすること。
- (6) 棚を付けた二段積みの構造にしないこと。
- (7) 集積場所に屋根、扉を設置する場合は、次の事項を順守すること。
 - ア 屋根やひさしが取り出し口側に張り出さない場合は、高さを 2.0 メートル以上とし、張り出す場合は 3.0 メートル以上とすること。
 - イ 扉をつける場合は、開口部の高さを 2.0 メートル以上、幅を 1.5 メートル以上とし、収集に支障がない構造とすること。
 - ウ 開口部の幅より奥行きが短い形とすること。
 - エ 構造物内において収集車両が作業をする場合は、開口部の高さと同幅を 3.0 メートル以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。

II. 手続・管理体制について

1. 共通事項

(1) 場所の選定

集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅の場合を除く。

(2) 近隣住民との調整

ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。

(3) 事前協議

集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。

(4) 収集依頼

集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始または、廃止を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙2)を事務所に提出すること。

* 申請に関しては「提出書類一覧及び協議先一覧」(別紙1)を参照すること。

(5) 私有地通行

集積場所までの通行する場所(転回場所含む。)が私有地の場合は、地権者の承諾を得ること。

(6) 輪番制

集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。

(7) 管理体制

ア 利用者等が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。

イ ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。

ウ 清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。

2. 一戸建て住宅の建築の場合

2-1 一戸建て住宅の建築に係る共通事項

(1) 受付表の提出

集積場所を設置する際は、「新規住宅建築等調査受付表」(別紙3)を事務所へ提出すること。

(2) 事前協議

一戸建て住宅等の建築主、所有者及び管理者(以下「建築主等」という。)は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。

(3) 住民説明

建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。

2-2 開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合

(1) 法令に基づく手続き

開発行為(都市計画法施行令第27条、及び横浜市開発事業の調整等に関する条例第32条に該当するもの)に伴い集積場所を設置する場合には、この設置基準を順守するとともに、法令及び「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」(以下、「手続要綱」という。)に基づく手続きを行うこと。

(2)集積場所の寄附

ア 手続要綱に基づいて設置された集積場所については、開発事業者の申し出がある場合は、横浜市が寄附(無償譲渡)を受納する。ただし、この場合も、日常の維持管理については、集積場所の利用者で行うこととする。

寄附申請にあたっての手続き及び必要書類については、手続要綱を参照すること。

イ 集積場所を横浜市に寄附をする場合は、間口が公道に接しており、地下及び地上に掲示板類、上下水道、電信柱、住宅の基礎等の構造物がない形状とすること。

2-3 10 戸未満の一戸建て住宅の建築の場合

10 戸未満の一戸建て住宅の建築の場合には、地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本とする。

ただし、既存の集積場所の使用が困難な場合には、新たな集積場所を設置することができる。

3. 共同住宅の場合

3-1 共同住宅共通事項

(1)受付表の提出

集積場所を設置する際は、「新規住宅建築等調査受付表」(別紙3)を事務所へ提出すること。

(2)事前協議

共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。

(3)住民説明

建築主等は、共同住宅の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。

(4)歩道等

歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路(歩道上)に持ち出すこと。

3-2 10 戸未満の共同住宅の場合

10 戸未満の共同住宅については、地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本とする。

ただし、既存の集積場所の使用が困難な場合には、敷地内に新たな集積場所を設置することも可とする。

3-3 中高層集合住宅の場合

中高層集合住宅(おおむね 200 世帯以上)について、原則、コンテナや自動ごみ貯留排出装置を設置せず、集積場所から直接収集ができる形状とすること。

なお、やむを得ずコンテナ等を設置する場合には、分別排出が徹底できる形状にするとともに、事前に事務所と協議すること。

【Ⅱ-2-2-(1)参考】

○都市計画法施行令第 27 条

主として住宅の建築の用に供する目的で行う 20 ヘクタール以上の開発行為

○横浜市開発事業の調整等に関する条例第 32 条

20 ヘクタール未満の開発行為で、10 戸以上の一戸建ての住宅の建築の用に供する目的で行うもの

提出書類一覧 及び 協議先一覧

【提出書類一覧】

	開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅	一戸建て住宅 (開発行為以外の住宅建築)	共同住宅 (開発行為を含む)	その他 (既存の市街地住宅等)
ごみ集積場所(新設・変更等)申請書	1部 ※資源循環局事務所へ提出	1部 ※資源循環局事務所へ提出	1部 ※資源循環局事務所へ提出	1部 ※資源循環局事務所へ提出
開発行為に伴うごみ集積場所の設置に関する(新規・変更)協議申出書	1部 ※資源循環局業務課へ提出	—	—	—
新規住宅建築等調査受付表	2部 ※資源循環局事務所へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	—
案内図(付近見取り図) (1/2,500 地形図)	3部 ※業務課・事務所・建築局 宅地審査課へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	—
土地利用計画図 (1/300~1/500)	3部 ※業務課・事務所・建築局 宅地審査課へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	—
ごみ集積場所詳細図	3部 ※業務課・事務所・建築局 宅地審査課へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	2部 ※資源循環局事務所へ提出	—

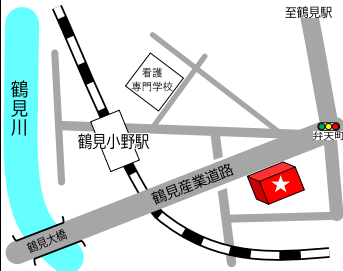
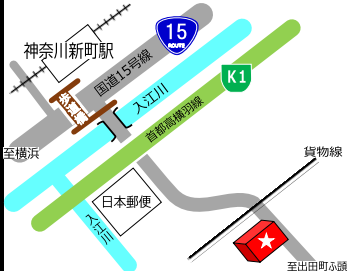





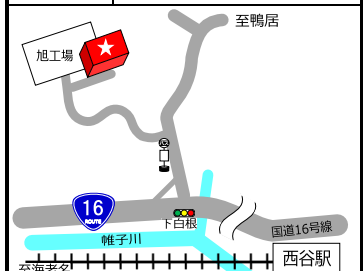

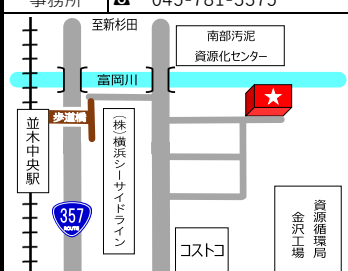







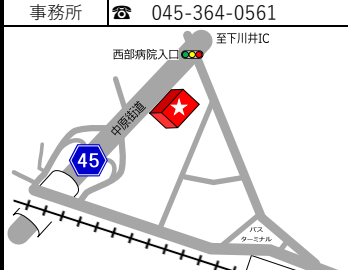

▶上記一覧は、集積場所設置に伴う通常の手続きに必要な書類となるため、開発行為で変更等がある場合は、「開発行為に伴う集積場所に関する手続要綱」を確認し、必要に応じて資源循環局業務課と再協議を行うこと。

▶10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とするが、近隣地域と調整がつかず、やむを得ずごみ集積場所を設ける場合の提出書類については、上記一覧に準ずること。

【協議先一覧】

設置する区	名 称	住 所	電 話 番 号
鶴 見 区	鶴 見 事 務 所	鶴見区小野町39	045-502-5383
神 奈 川 区	神 奈 川 事 務 所	神奈川区千若町3-1-43	045-441-0871
西 区	西 事 務 所	西区浜松町11-4	045-241-9773
中 区	中 事 務 所	中区錦町11-2	045-621-6952
南 区	南 事 務 所	南区睦町1-1-2	045-741-3077
港 南 区	港 南 事 務 所	港南区日野南3-1-2	045-832-0135
保 土 ヶ 谷 区	保 土 ヶ 谷 事 務 所	保土ヶ谷区狩場町355	045-742-3715
旭 区	旭 事 務 所	旭区白根2-8-1	045-953-4811
磯 子 区	磯 子 事 務 所	磯子区新磯子町6	045-761-5331
金 沢 区	金 沢 事 務 所	金沢区幸浦2-2-6	045-781-3375
港 北 区	港 北 事 務 所	港北区大豆戸町1238	045-541-1220
緑 区	緑 事 務 所	緑区長津田みなみ台5-1-15	045-983-7611
青 葉 区	青 葉 事 務 所	青葉区市ヶ尾町2039-1	045-975-0025
都 筑 区	都 筑 事 務 所	都筑区平台27-2	045-941-7914
戸 塚 区	戸 塚 事 務 所	戸塚区川上町415-8	045-824-2580
栄 区	栄 事 務 所	栄区上郷町1570-1	045-891-9200
泉 区	泉 事 務 所	泉区和泉町5874-14	045-803-5191
瀬 谷 区	瀬 谷 事 務 所	瀬谷区二ツ橋町548-2	045-364-0561

資源循環局 事務所案内図

<p>鶴見 鶴見区小野町39 事務所 ☎ 045-502-5383</p>  <p>【JR鶴見線】鶴見小野駅から徒歩8分</p>	<p>神奈川 神奈川区千若町3-1-43 事務所 ☎ 045-441-0871</p>  <p>【京急線】神奈川新町駅から徒歩10分</p>	<p>西 西区浜松町11-4 事務所 ☎ 045-241-9773</p>  <p>【相鉄本線】西横浜駅から徒歩5分</p>	<p>中 中区錦町11-2 事務所 ☎ 045-621-6952</p>  <p>【市バス】105系統 横浜駅～「横浜本牧駅」徒歩5分 【市バス】97系統 根岸駅～「三菱本牧工場前」徒歩4分</p>
<p>南 南区睦町1-1-2 事務所 ☎ 045-741-3077</p>  <p>【市営地下鉄】吉野町駅から徒歩8分 【市バス他】桜木町駅・磯子駅～「中村橋」徒歩2分</p>	<p>港南 港南区日野南3-1-2 事務所 ☎ 045-832-0135</p>  <p>【JR根岸線】港南駅から徒歩12分 【市バス】108系統 港南駅～「港南車庫前」すぐ</p>	<p>保土ヶ谷 保土ヶ谷区狩場町355 事務所 ☎ 045-742-3715</p>  <p>【神奈中バス・市バス】戸塚駅・保土ヶ谷駅～「権太板上」徒歩10分</p>	<p>旭 旭区白根2-8-1 事務所 ☎ 045-953-4811</p>  <p>【相鉄本線】西谷駅から徒歩18分 【神奈中バス・市バス】西谷駅～「下白根橋」徒歩7分</p>
<p>磯子 磯子区新磯子町6 事務所 ☎ 045-761-5331</p>  <p>【市バス】磯子駅～「新磯子町」徒歩2分 【市バス】根岸駅～「浜」徒歩10分</p>	<p>金沢 金沢区幸浦2-2-6 事務所 ☎ 045-781-3375</p>  <p>【金沢サイドライフ】並木中央駅から徒歩15分</p>	<p>港北 港北区大豆戸町1238 事務所 ☎ 045-541-1220</p>  <p>【JR横浜線・市営地下鉄】新横浜駅から徒歩15分</p>	<p>緑 緑区長津田みなみ台5-1-15 事務所 ☎ 045-983-7611</p>  <p>【JR横浜線・東急田園都市線】長津田駅から徒歩10分</p>
<p>青葉 青葉区市ケ尾町2039-1 事務所 ☎ 045-975-0025</p>  <p>【東急バス・小田急バス】市ヶ尾駅～「水道局青葉事務所前」徒歩3分</p>	<p>都筑 都筑区平台27-2 事務所 ☎ 045-941-7914</p>  <p>【市営地下鉄】都筑ふれあいの丘駅から徒歩10分</p>	<p>戸塚 戸塚区川上町415-8 事務所 ☎ 045-824-2580</p>  <p>【JR横須賀線】東戸塚駅西口から徒歩18分 【神奈中バス】東戸塚駅～「資源循環局前」徒歩1分</p>	<p>栄 栄区上郷町1570-1 事務所 ☎ 045-891-9200</p>  <p>【神奈中バス】大船駅・金沢八景駅～「森の家前」徒歩8分</p>
<p>泉 泉区和泉町5874-14 事務所 ☎ 045-803-5191</p>  <p>【相鉄いずみ野線】いずみ野駅から徒歩15分</p>	<p>瀬谷 瀬谷区二ツ橋町548-2 事務所 ☎ 045-364-0561</p>  <p>【相鉄本線】三ツ境駅から徒歩10分</p>	<p align="center">横浜市 資源循環局 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階</p>  <p>【みなとみらい線】馬車道駅 1C出入口直結 【JR京浜東北根岸線・市営地下鉄】桜木町駅 徒歩3分</p>	

※略図の為、ご不明な点がございましたら各事務所までお問い合わせください

ごみ集積場所(新設・変更等)申請書

集積場所について利用者及び近隣住民と十分協議しましたので、下記の申請条件に同意のもと、次のとおり申請します。

申請者
(代表)

住所

氏名

名称

電話番号

※日中繋がる番号を記入ください

申請 集積 場所	内容	新設・移動・分散・廃止・その他()					
	新所在地	区	集合住宅又は目印となる物				
	旧所在地 ※移動時等	区	集合住宅又は目印となる物				
	利用 世帯数	世帯	世帯内訳	一戸建て住宅	世帯	自治会等 自治会・町内会・()	
				共同住宅	ファミリータイプ		世帯
					ワンルームタイプ		世帯
	形態	折りたたみネットボックス・飛散防止ネット・専用ボックス・その他()					
開始希望日	年 月 日 (曜日)		※希望日の1か月前までに申請書を提出してください。 申請からの期間によっては、希望に添えない場合があります。				
備考			※必要に応じて地域・町内会等から同意を得てください。				

- ▶集積場所の選定については「ごみ集積場所設置基準」に基づき、利用者及び近隣住民と協議・同意の上とすること。
- ▶私有地を通行する場合(転回場所含む)については、申請者(代表者)が地権者から承諾を得ること。
- ▶ネットボックス等(共同住宅については、金属製ボックス及び保管庫扉等を含む)の収集時の通常使用における破損等については、横浜市に責任を問わないこと。
- ▶収集時間は問わないこと。(保管庫から持出しの場合は、各収集曜日の朝8時までには管理者等が決められた場所まで持ち出すこと。)
- ▶古紙古布の回収は、資源集団回収として古紙業者に回収依頼を行うこと。(または地域の資源集団回収に属すること。)
- ▶申請事項に疑義が生じた場合は、利用者及び近隣住民と再協議の上、再度申請書を提出すること。
- ▶申請書の提出は、資源循環局事務所へ 持参又は郵送・Eメール で送付すること。
※郵送・Eメールの場合は発送後に必ず事務所へ電話連絡すること。

【裏面(2枚目)あり】

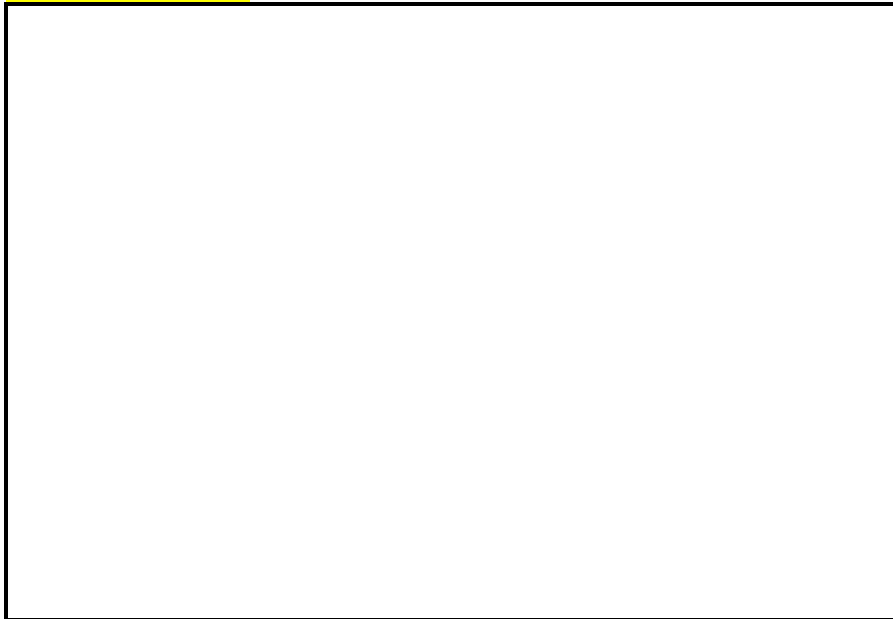
■資源循環局事務所記入欄

燃やすごみ	曜日	組	番	連絡確認
		組	番	連絡確認
プラ資源	曜日	組	番	連絡確認
		組	番	連絡確認
缶びんペット	曜日	組	番	連絡確認
		組	番	連絡確認
資源集団回収	回目	事業者名		連絡確認
	曜日			連絡確認
粗大ごみ		粗大ごみ受付センターへ		連絡確認

受付者	担当者
-----	-----

受付番号	-
関連新規住宅 受付番号	-

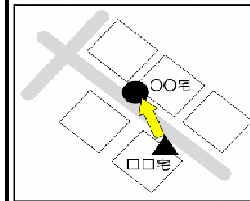
【申請場所の略図】 ※地図を別紙で添付する場合は、下記略図欄に「別添」とご記入ください。



●:申請場所

▲:現在

【移動の場合の記入例】



●:申請場所

○○宅 西側角へ

▲:現在

□□宅 玄関前

【確認資料】

「ごみ集積場所設置基準」要約

※詳細は横浜市のHP等をご覧ください。

		設 置 場 所		手 続 ・ 管 理 体 制	
		共通事項	個別事項	共通事項	個別事項
既存市街地	開発行為を伴わない	<ul style="list-style-type: none"> ・場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。 ・ガードレールや階段等の著しい段差がなく、収集作業が安全に行える場所であること。 ・見通しの悪い場所を避けた位置であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル以上とすること。 ・集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。 	<p>【場所の選定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。 <p>【近隣住民との調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。 <p>【事前協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。 <p>【収集依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙2)を事務所へ提出すること。 <p>【私有地通行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積場所までの通行する場所(転回場所含む)が私有地の場合は、地権者の承諾を得ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。 ・建築主等は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。 ・建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。
共同住宅	(マンション、アパートまたは長屋等)	<ul style="list-style-type: none"> ・収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅等の敷地内に設置すること。なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とする。 ・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル(単身者向け共同住宅の場合は0.08平方メートル)以上とすること。 ・集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。 <p>【管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。 ・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。 ・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。 ・共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。 ・建築主等は、共同住宅の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。 ・歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路(歩道上)に持ち出すこと。 	

新規住宅建築等調査受付表

協議者 名称
(来庁者) 氏名

電話

新規住宅 受付事項	名称					
	所在地	横浜市 区				
	世帯数	世帯	世帯内訳	一戸建て住宅	世帯	世帯 (階建 棟)
			共同住宅	ファミリータイプ	ワンルームタイプ	
	集積場所	m ²	内訳	一戸建て住宅	m ² ×	箇所
			共同住宅	m ² ×	箇所	
	入居時期	年 月 日	予定	※入居日の1か月前までにごみ集積場所(新設・変更等)申請書を提出してください。		
	施工期間	年 月 日	～	年 月 日	予定	
	事業所等	<input type="checkbox"/> : 有 ※店舗・事務所等から出るごみは、原則事業系廃棄物となりますので、許可業者と収集契約を交わしてください。 <input type="checkbox"/> : 無				
	設計	名称				連絡先 電話
施主	名称				連絡先 電話	
管理	名称	管理人	<input type="checkbox"/> : 有 <input type="checkbox"/> : 無		連絡先 電話	

1. 添付書類 ※次の図面を各2部ずつ添付してください

1	案内図	付近見取り図等、協議区域を明示すること(1/2,500地形図)
2	土地利用計画図	協議区域内の土地利用計画を表した図面(1/300~1/500)
3	詳細図	ごみ集積場所の構造・仕上げ及び面積を表示した図面(平面図・立面図・面積表)

2. 設置基準

「ごみ集積場所設置基準」に基づき設置すること。

3. その他 確認事項 ※確認後、チェックをしてください

- 近隣住民に対して建築計画を事前に説明し、トラブルの無いようごみ集積場所の位置等についても十分に説明し理解を得ること。
- 私有地を通行する場合については、地権者等から承諾を得ること。
- ダストボックス及び保管庫扉等において、収集時の通常使用における破損等については、横浜市に責任を問わないこと。
- 収集時間は問わないこと。(保管庫から持出しの場合は、各収集曜日の朝8時まで管理者が決められた場所まで持ち出すこと。)
- 古紙古布の回収は、資源集団回収として古紙業者に回収依頼を行うこと。(または地域の資源集団回収に属すること。)
- 引っ越しごみを含む一時多量ごみは、排出者の自己処理及び管理者の責任において処理すること。
- 入居日の1か月前までに、協議済の受付表(添付書類含む)と、「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」(別紙2)を事務所へ持参し、ごみと資源物の収集について申請を行うこと。
- 事前協議内容や設計に変更があった場合は、速やかに再協議を行うこと。
- トラブル防止のため、この協議・確認事項を施主及び管理会社へ必ず引き継ぐこと。
- 完成後のごみ集積場所が、協議内容や提出図面と異なり、ごみと資源物の収集が困難と判断した場合は、収集が行えないことを了承すること。

【その他 協議事項】

受付者
No.
承認日

ごみ集積場所設置基準 (早見表)

		設置場所		手続・管理体制	
		共通事項	個別事項	共通事項	個別事項
既存市街地	<p>・場所については、近隣住民と調整の上、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に決定すること。なお、住宅の建築に伴う場合など、居住者が決定していない場合は、近隣住民と調整した上で、決定すること。また、必要に応じて町会長の役員や、本市から委嘱を受けている環境事業推進委員に対しても説明を行うこと。</p> <p>・ガードレールや階段等の著しい段差がなく、収集作業が安全に行える場所であること。</p> <p>・原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所に集積場所を設ける場合は、事務所と協議すること。</p> <p>・見通しの悪い場所を避けた位置であること。</p> <p>・転回広場のない袋路状道路でないこと。</p> <p>・おおむね10～30世帯につき1か所とすること。(共同住宅等を除く)</p> <p>・道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、収集車両が収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。</p> <p>・集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物(電信柱、掲示板類)がないこと。</p> <p>・本市が収集に支障がないと判断した場所であること。</p>	<p>・集積場所の有効面積は、1戸当たり0.13平方メートル以上とすること。ただし、ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上とすること。</p> <p>・集積場所の形状は、長方形を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。</p> <p>・雨水、汚水が溜まらない構造とすること。</p> <p>・棚を付けた二段積みの構造にしないこと。</p>	<p>・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。</p> <p>・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」を事務所に提出すること。</p> <p>・集積場所までの通行する場所(転回場所含む)が私有地の場合は、地権者の承諾を得ること。</p> <p>・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。</p> <p>・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。</p> <p>・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。</p> <p>・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>	<p>・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。</p> <p>・建築主等は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。</p> <p>・建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。</p> <p>・法令及び「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」に基づく手続きを行うこと。</p> <p>・開発事業者の申し出がある場合は、横浜市が寄附(無償譲渡)を受納する。ただしこの場合も、日常の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>	
		<p>・開発行為区域内に集積場所の専用用地を確保すること。</p>			
一戸建て住宅	<p>開発行為を伴わないもの</p>	<p>・原則、勾配がない場所とする。やむを得ず勾配に面した場所に集積場所を設ける場合は、事務所と協議すること。</p> <p>・見通しの悪い場所を避けた位置であること。</p> <p>・転回広場のない袋路状道路でないこと。</p> <p>・おおむね10～30世帯につき1か所とすること。(共同住宅等を除く)</p> <p>・道路交通法に従い、交差点から5メートル以上離れて、収集車両が収集することができる位置であること等、周辺の交通安全上支障がない場所であること。</p> <p>・集積場所敷地内及び、その前面付近には、障害物(電信柱、掲示板類)がないこと。</p> <p>・本市が収集に支障がないと判断した場所であること。</p>	<p>・集積場所の有効面積は、1戸当たり0.13平方メートル以上とすること。ただし、ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり0.25平方メートル以上とすること。</p> <p>・集積場所の形状は、長方形を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。</p> <p>・雨水、汚水が溜まらない構造とすること。</p> <p>・棚を付けた二段積みの構造にしないこと。</p>	<p>・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。</p> <p>・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」を事務所に提出すること。</p> <p>・集積場所までの通行する場所(転回場所含む)が私有地の場合は、地権者の承諾を得ること。</p> <p>・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。</p> <p>・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。</p> <p>・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。</p> <p>・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>	<p>・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。</p> <p>・建築主等は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。</p> <p>・建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。</p> <p>・法令及び「開発行為に伴うごみ集積場所に関する手続要綱」に基づく手続きを行うこと。</p> <p>・開発事業者の申し出がある場合は、横浜市が寄附(無償譲渡)を受納する。ただしこの場合も、日常の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>
	<p>開発行為を伴うもの</p> <p>都計法施行令第27条 横浜市開発条例第32条</p> <p>※開発行為を伴わない10戸以上の一戸建て住宅の建築の場合についても準用</p>				
共同住宅	<p>(マンション、アパートまたは長屋等)</p>	<p>・収集作業の安全が確保でき、近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅の敷地内に設置すること。なお、10戸未満の場合は、近隣にある既存の集積場所を使うことを原則とする。</p> <p>・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル以上とすること。(ごみボックス等設置の場合も含む。)ただし、単身者向け共同住宅については、ごみ排出量を勘案し、1戸当たり0.08平方メートル以上とすること。</p> <p>(ポリ容器を使用する場合は、1戸当たり有効面積を0.25平方メートル以上とすること。)</p> <p>・集積場所の形状は、長方形を基本とし、道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル以上設けること。</p> <p>・水栓を設置すること。</p> <p>・雨水、汚水が溜まらない構造とすること。</p> <p>・棚を付けた二段積みの構造にしないこと。</p> <p>・集積場所に屋根、扉を設置する場合は、次の事項を順守すること。</p> <p>(1)屋根やひししが取り出し口側に張り出さない場合は、高さを2.0メートル以上とし、張り出す場合は3.0メートル以上とすること。</p> <p>(2)扉をつける場合は、開口部の高さを2.0メートル以上、幅を1.5メートル以上とし、収集に支障がない構造とすること。</p> <p>(3)開口部の幅より奥行きが短い形とすること。</p> <p>(4)構造物内において収集車両が作業をする場合は、開口部の高さとし、幅を3.0メートル以上とし、十分な換気設備や照明設備を設けること。</p>	<p>・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。</p> <p>・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。</p> <p>・集積場所の新設、移動、分散、廃止等については、収集開始を希望する日の1か月前までに「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」を事務所に提出すること。</p> <p>・集積場所までの通行する場所(転回場所含む)が私有地の場合は、地権者の承諾を得ること。</p> <p>・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。</p> <p>・利用者が、必要に応じて、カラス等の小動物によるごみの飛散を防止するため、ネット等の対策を講じること。</p> <p>・ごみボックス等を設置する場合は形状等について事前に事務所と協議すること。</p> <p>・清掃やネット、ごみボックス等及び構造物の維持管理については、集積場所の利用者で行うこと。</p>	<p>・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。</p> <p>・共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。</p> <p>・建築主等は、共同住宅の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。</p> <p>・歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路(歩道上)に持ち出すこと。</p> <p>・集積場所を横浜市に寄附をする場合は、間口が公道に接しており、地下及び地上に掲示板類、上下水道、電信柱、住宅の基礎等の構造物がない形状とすること。</p>	

- (1) 10戸未満の一戸建て住宅の建築及び10戸未満の共同住宅の建築については、地域住民の方々と協議・調整を行い、近隣にある既存のごみ集積場所を使用すること。
ただし、既存のごみ集積場所の使用が困難な場合には、上記基準を準用した上で、敷地内等にごみ集積場所を設置することも可とする。
- (2) 中高層集合住宅(概ね200世帯以上)について、原則、コンテナや自動ごみ貯留排出装置を設置せず、集積場所から直接収集できる形状にすること。